

# 地域公共交通確保維持事業における補助申請について

1. 地域公共交通確保維持事業の活用について
2. 地域間幹線系統補助とは
3. 地域間幹線系統補助対象路線について
4. 地域内フィーダー系統補助とは
5. 地域内フィーダー系統補助対象路線について
6. 今後のスケジュールについて(予定)

令和6年度 第1回  
富田林市交通会議 資料3

# 1. 地域公共交通確保維持事業の活用について

# 1. 地域公共交通確保維持事業の活用について

事業概要	国土交通省が行っている事業で、地域の公共交通の関係者で行われている、地域公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みに対して、支援を行っている補助制度のこと。
本市における事業の活用について	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(令和2年11月改正)に基づき、「富田林市地域公共交通計画」を策定しており、計画に補助制度の活用を位置づけたバス路線に対して補助を行っていく。
活用時期	令和6年6月、国に対して、地域公共交通確保維持改善計画(以下「改善計画」という)の申請を行い、令和7年度(国の補助事業年度)より活用

本市交通会議では、国のこの事業を活用して市内公共交通の確保維持に取り組んでいきます。



図. 現状ネットワーク(本市地域公共交通計画より引用)

## 2. 地域間幹線系統補助とは

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

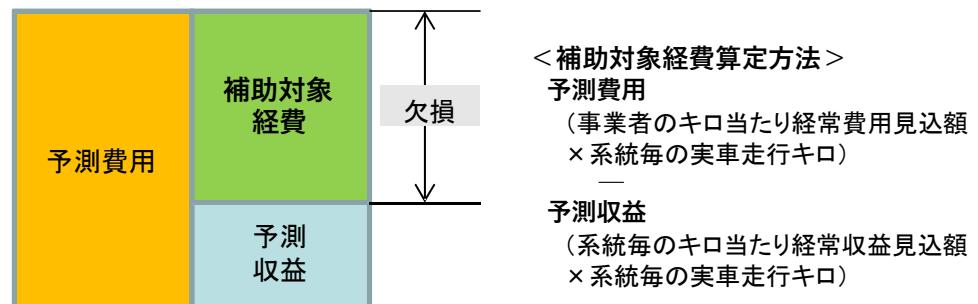
## 補助内容

### ○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

### ○ 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



### ○ 補助率

1/2

### ○ 主な補助要件

都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること

- ・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)

- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの

- ・輸送量が15人～150人／日と見込まれること

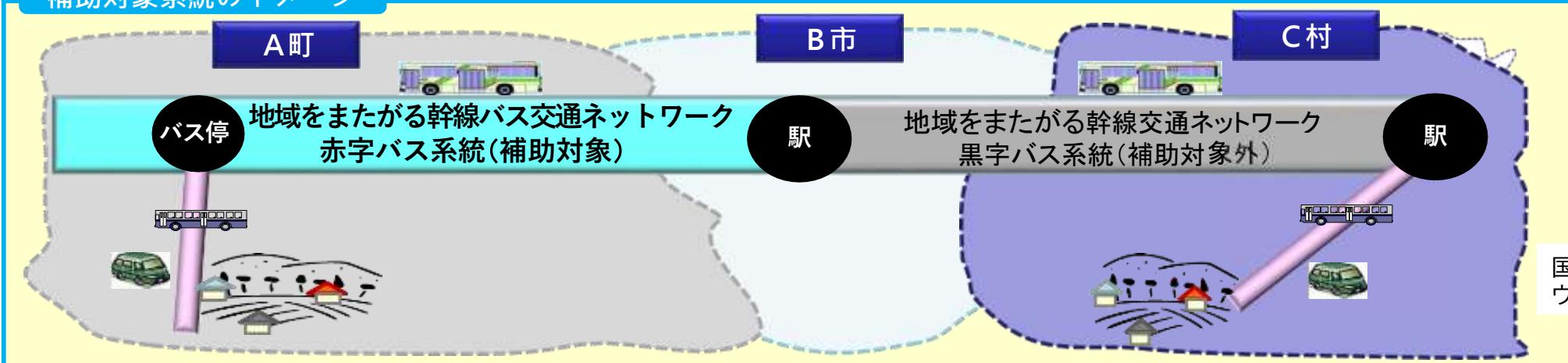
※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上  
(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)

※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災  
前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない  
系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が  
要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)

- ・経常赤字が見込まれること

※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

## 補助対象系統のイメージ



### 3. 地域間幹線系統補助対象路線について

### 3. 地域間幹線系統補助対象路線について

対象となる路線は、本市内外の拠点を連絡し、市域を超える移動を中心に、通勤通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っており、本市のみならず隣接市町村にとっても重要な役割を担っています。

一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線系統補助)による支援及び交通事業者、府、隣接市町村との連携強化を図り、広域的な視点で地域公共交通の活性化及び利便性向上に努める必要があります。

(富田林市地域公共交通計画 4.3(4) 路線の維持・確保に関する考え方」より引用)



図. 現状ネットワーク(本市地域公共交通計画より引用)

### 3. 地域間幹線系統補助対象路線について

対象路線	運行事業者
北野田線	近鉄バス
喜志循環線	近鉄バス(4市町村コミバス)
阪南線	近鉄バス(4市町村コミバス)
さくら坂循環線	近鉄バス(4市町村コミバス)
千早線	南海バス(4市町村コミバス)

なお、上記路線については、

本市地域公共交通計画の5. 目指すべき姿を実現するための事業メニュー>基本的な方針 I > I -C 隣接市町村との連携による公共交通サービスの形成>地域内幹線・地域内支線の維持・確保 <国、大阪府、隣接市町村、本市による運行支援>の箇所に位置づけている。



図. 地域間幹線系統補助対象路線図

## 4. 地域内フィーダー系統補助とは

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

## 補助内容

### ○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※令和6年度まではバス事業者等も対象

### ○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



### ○ 補助率

1/2以内

### ○ 主な補助要件

市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、

- 自家用有償旅客運送者による運行であること

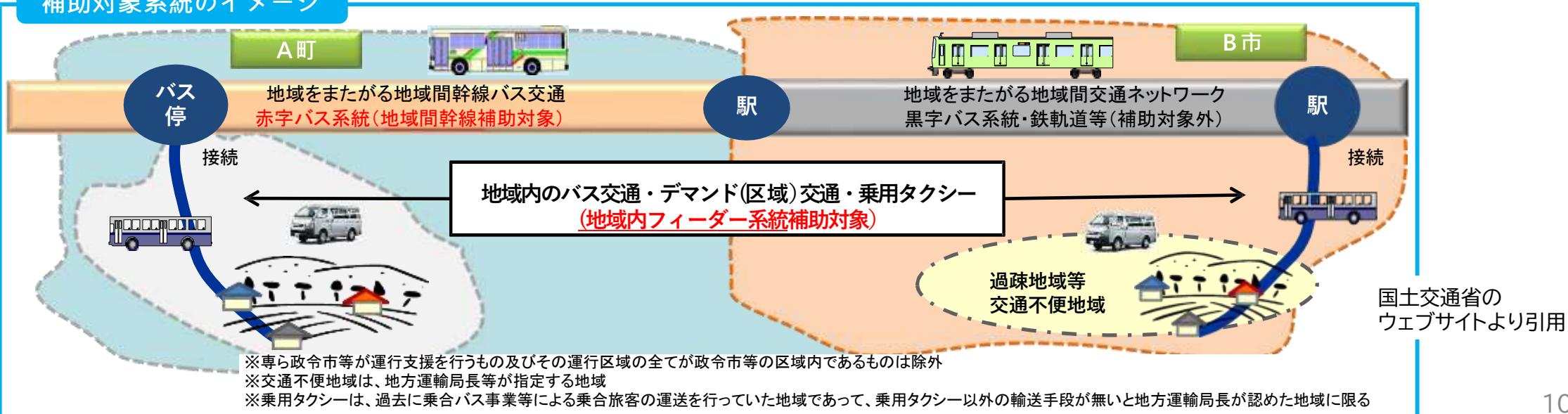
- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること

- ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること

- ・路線定期運行の場合、輸送量が2人／1回以上であること

- ・経常赤字であること

## 補助対象系統のイメージ



## 5. 地域内フィーダー系統補助対象路線について

## 4. 地域内フィーダー系統補助対象路線について

対象となる路線は、通勤通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っており、重要な役割を担っています。また、都市拠点である近鉄富田林駅では、広域幹線や地域内幹線に接続することで、より広域への移動も可能となっており、これらを補完する移動手段として欠かすことができない路線となっています。

一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー系統補助)による支援及び交通事業者、府、隣接市町村との連携強化を図り、地域公共交通の活性化及び利便性向上に努める必要があります。

(富田林市地域公共交通計画 4.3(4) 路線の維持・確保に関する考え方」より引用)



図. 現状ネットワーク(本市地域公共交通計画より引用)

## 5. 地域内フィーダー系統補助対象路線について

対象路線	運行事業者
東條線	南海バス(4市町村コミバス)
東條線	近鉄バス(4市町村コミバス)
阪南線	河南町(4市町村コミバス)
北大伴線	河南町(4市町村コミバス)
石川線	河南町(4市町村コミバス)
河内線	河南町(4市町村コミバス)
さくら坂循環線	河南町(4市町村コミバス)
白木線	河南町(4市町村コミバス)
千早線	千早赤阪村(4市町村コミバス)

なお、上記路線については、

本市地域公共交通計画の5. 目指すべき姿を実現するための事業メニュー>基本的な方針 I > I -C 隣接市町村との連携による公共交通サービスの形成>地域内幹線・地域内支線の維持・確保 〈国、大阪府、隣接市町村、本市による運行支援〉の箇所に位置づけている。

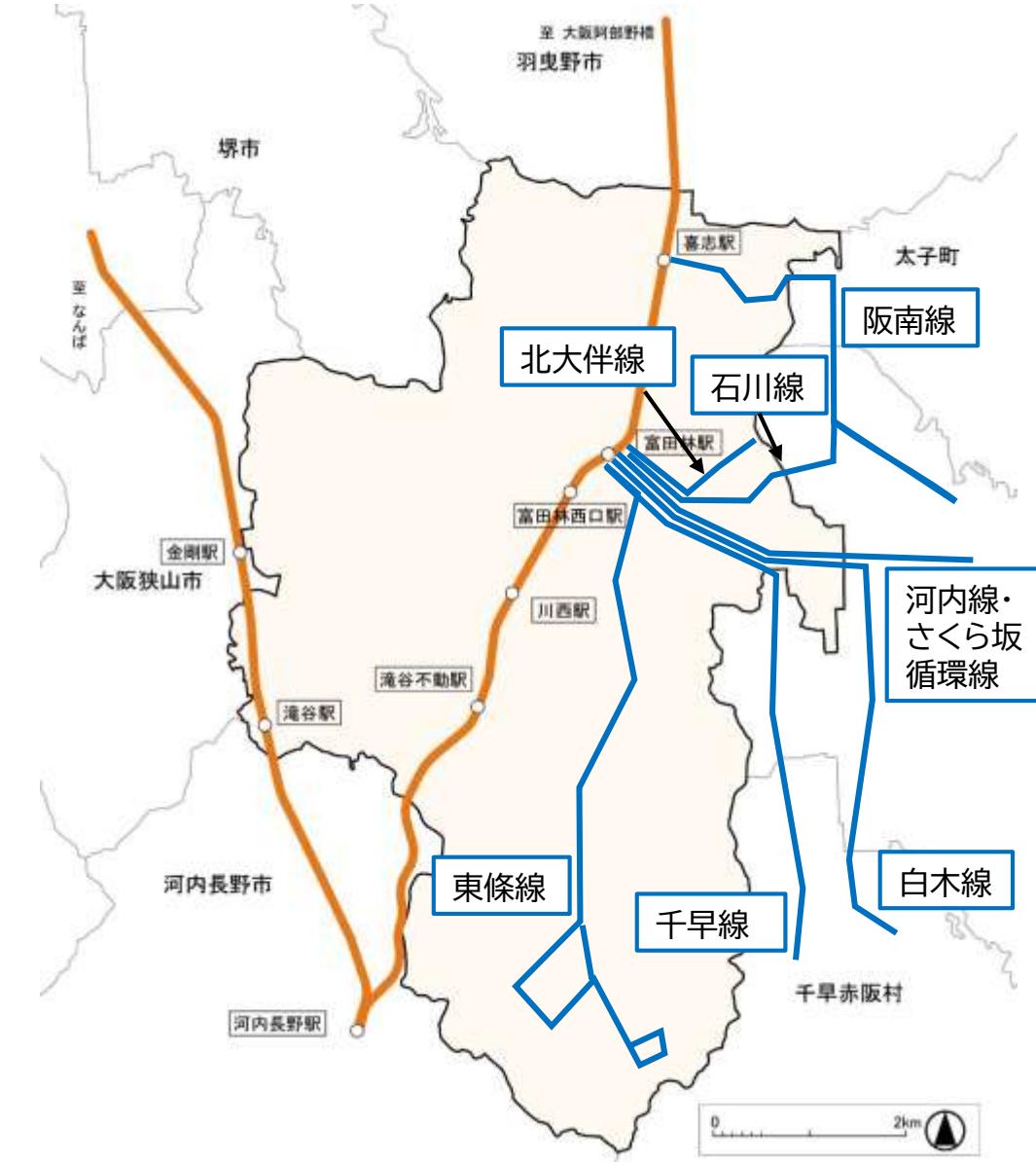


図. 地域内フィーダー系統補助対象路線図

## 6. 今後のスケジュールについて(予定)

## 6.今後のスケジュールについて(予定)

